写

２２経営第７３５０号
平成２３年３月３０日

都道府県主務部長　殿

農林水産省経営局金融調整課長

平成23年東北地方太平洋沖地震による被害農業者の経営改善資金計画に係る市町村特別融資制度推進会議の認定について（依頼）

今般の平成23年東北地方太平洋沖地震によって、農業関係に甚大な被害が発生しており、被害を受けた農業者に経営継続及び再開に要する資金を迅速に融通しなければ、今後の農業経営の維持・継続に支障を来すといった事態も生じつつあります。

このため、株式会社日本政策金融公庫においては、被害農業者が農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）の長期運転資金を借り入れる場合、農業者の経営状況に応じて３千万円までは担保・保証を弾力化して融通すること等により、迅速かつ円滑な貸付けを行うこととしております。

こうした状況を踏まえ、市町村特別融資制度推進会議における経営改善資金計画の審査事務につきましても、災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合には、借入金額の大小に関わらず経営改善資金計画の認定を融資機関に委任するなど、柔軟な対応をとっていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、貴管内市町村に対しては、貴職から通知するとともに、適切な指導・助言をお願いします。